

《 学校における感染症の予防について 》

学校保健安全法および施行規則で学校における予防すべき感染症の対象疾患や出席停止期間が定められています。以下の表をご確認ください。罹患後、登校を再開する際には、診察医師による『登校許可証』が必要です。ただし、インフルエンザに限っては、「インフルエンザ治癒報告書」を保護者の方が記入し、提出してください。書式は、「学校生活の手引」の原本をコピーする、または、学校ホームページからダウンロードしてください。

	感染症名	基準となる出席停止期間
第 一 種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 ※1	
	特定鳥インフルエンザ ※2	
中東呼吸器症候群 ※3		
第 二 種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化する (かさぶたになる) まで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 三 種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 (溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑 (リンゴ病)、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症など)	

※1 病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。

※2 病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限る。

※3 病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。